

問Ⅴ - 6 - ②（役員に対する報酬等）

理事に対するお車代も報酬に含めて支給基準に盛り込むことが必要でしょうか。

答

理事、監事、評議員に対する報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当と定められていますので（公益法人認定法第5条第13号）、理事に対して、交通費実費相当額をお車代として支給する場合には、報酬等には該当しません。

「お車代」という名称であっても、交通費実費相当額を超えて支給する場合には、支給基準に盛り込むことが必要です。